

氏名	みぞ かん ひろ み 溝 上 宏 美
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第440号
学位授与の日付	平成20年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科現代文化学専攻
学位論文題目	アトリー労働党政権のポーランド人再定住政策 —1945-1951—

論文調査委員 (主査) 教授 紀平英作 教授 永井和 教授 杉本淑彦

論文内容の要旨

本論文は、イギリスのアトリー労働党政権（1945-51年）が受け入れたポーランド人に対する再定住政策を取り上げる。従来のイギリスの移民史研究では、1950年代以降に顕在化する植民地や英連邦からの「カラード」移民に関心が集中し、その直前の時期にアトリー政権が外国人労働力という形で受け入れたポーランド人などヨーロッパ系の移民に対する政策について明らかにするものは極めて少なかった。しかし、近年、アトリー政権の移民政策を「人種」の観点から見直す動きが出てくるなかで、同時期にイギリスに定住したヨーロッパ系の移民に対する政策に新たな意味を付与する研究がでてきた。1997年にでたキャスリン・ポールの研究である。

彼女の研究の特色は、従来の研究が扱ってこなかった「カラード」移民以外の集団（イギリスから英連邦諸国への帝国移民、本稿で取り上げるポーランド人も含むヨーロッパ諸国からの外国人労働者、アイルランド移民）に対する政策も視野に入れて「カラード」移民に対する政策と比較検討し、同政権の移民政策を総合的に論じた点にあった。彼女が強調したのは、植民地や英連邦諸国からの入国を規制せず、しばしば「開放的（“open door”）」として表現されることの多いアトリー政権の政策担当者が保持したシチズンシップ概念、またブリティッシュネス概念の根幹にある「白人」性、すなわち「人種」差別性であり、戦後イギリスの移民政策が、そうした「人種階層」意識を基底に、帝国と「白いイギリス」の維持に向け「人種」のヒエラルキーに従って遂行されたということであった。その中で、ポーランド人を含むヨーロッパ系外国人労働者は、短期的には労働力不足を補うために、また長期的には人口減少に対する懸念の中で「白人」人口増大の政策を実行するために、アトリー政権が積極的に受け入れた「イギリス人候補（“potential Britons”）」として位置づけられたという。ポールが提示したこの枠組みは、現在のイギリスの移民・難民研究に大きな影響を与えている。

しかし、このポールの議論は、これまで明らかにされてこなかったヨーロッパ系移民に対するアトリー政権の政策を綿密に分析したうえで展開されているわけではない。アトリー政権が植民地からの「カラード」移民の入国を忌避しようとしたことは事実であるが、同時期のヨーロッパ系の外国人労働力に対する政策を「ホワイト」、「カラード」の二項対立的な「人種」の枠組みで説明することが妥当かどうかについては、厳密な検討が必要である。本論文は、ポールの研究を出発点として、アトリー政権が受け入れた外国人（約25万人）の半数弱を占めるポーランド人に対する政策を明らかにすることで、同政権のヨーロッパ系移民に対する政策に関する既存研究の認識を再検討することを目的としている。

まず第一章「イギリス移民政策の展開」では、イギリスの移民史におけるポーランド人に対する政策の位置を明確にするために、19世紀から20世紀後半にかけてのイギリスの国籍法、入国管理制度の変遷を確認している。その間のイギリス移民政策には以下の2つの対照的特徴があった。1つは、イギリス帝国、英連邦内部の移動に関してであり、そこではイギリス帝国の紐帯の維持が優先されていた。連合王国に関する出入国管理制度は、1962年の英連邦移民法制定まで存在しなかったのである。しかし他方、外国人については19世紀末のユダヤ移民の流入を受けて20世紀初頭から規制が強められた。傾向として、第一次世界大戦後からアトリー政権までの時期、イギリス政府は定住につながる外国人の受け入れを忌避していたこ

とが史料を通して確認できる。その点を踏まえて、第一章第3節では、さらにアトリー政権の外国人労働力政策を検討している。アトリー政権が採用した、「政府計画」と称された外国人募集政策は、深刻な経済危機に陥った47年を中心とした、ごく限られた期間に限定された政策であり、労働力不足を背景にイギリス政府が移民受け入れに門戸を大きく開いたものとしてこの政策を捉えることは適当ではない。

第二章「ポーランド軍の受け入れ決定と再定住政策の開始」は、アトリー政権が1946年にポーランド人の受け入れを決定し、政府主導の再定住に着手するに至った経緯を取り上げている。従来の研究では、アトリー政権がこの集団を受け入れた要因として戦時中のポーランド軍兵士の活躍に対する恩賞の措置とイギリス国内の労働力不足のみが指摘され、同政権が当初、ポーランド人の受け入れに消極的であった事実には注意が払われなかった。その点を確認した上で本章では、ポーランド人の受け入れの歴史的背景を第二次大戦期のイギリスとポーランド亡命政府との関係から説明し、ポーランド人の受け入れ問題が西側に取り残された亡命軍の解体という、第二次世界大戦の戦後処理問題として発生した事情を明確にしている。とくに、戦後の東西冷戦を背景に展開されたイギリスの対外政策、また対伊政策上の利害から、アトリー政権が46年5月にポーランド人の受け入れを余儀なくされる過程が重要であった。なお、その際、アトリー政権が、連合王国へのポーランド人の受け入れをできる限り回避し英連邦内部へと彼らを分散しようとした事実、しかし、その分散政策の挫折のため、最終的に本国が受け入れるにいたった過程を指摘している。

第三章「ポーランド軍の解体と雇用政策」は、ポーランド人に対する雇用政策を取り上げる。アトリー政権が受け入れたポーランド人は主に共産化する祖国への帰国を拒否した亡命軍の兵士であったことから、兵士を民間人として就職させることが不可欠であった。しかし、同政権が労働力不足を解消するために求めたのは、戦争捕虜のような臨時に調達可能な未熟練の集団労働力であって、同時期の労働力需要は必ずしも定住を前提としたポーランド人の吸収と直結しなかった。かつての亡命軍兵士であるポーランド人に雇用を世話する際、政府は労働組合の説得と住宅の確保に苦慮した。特に労働組合は自国労働者の権利保護という理由からだけでなく、政治的な理由からもポーランド人の受け入れに抵抗した。そのため労働組合を支持基盤とするアトリー政権は、再定住軍団という組織を通じてポーランド人の就職を労働省の管理下に置くことで、イギリス人労働者の利益を確保し組合に受け入れを説得した。

47年の経済危機はポーランド軍兵士（再定住軍団兵士）の就労に追い風となり、単身の若い男性を中心とする層は47年から48年の間に、アトリー政権の外国人労働力政策に組み込まれる形で基幹産業に吸収されていった。その多くが労働力確保が重要でありながらイギリス人労働者が集まらない、重労働部門に就労したことは特記してよい。しかし、48年以降になるとアトリー政権の経済政策における労働力の重要性は徐々に低下し、需要のある未熟練重労働に向かないポーランド人の残留が問題化するようになった。政府が受け入れた彼ら東欧出身・非帰国者の保護費用に対する世論の批判が高まる中、アトリー政権は残留者の雇用確保に奔走するとともに、積極的な世論教育を行なって国民に受け入れを促した。従来の研究がポーランド人受け入れの背景として指摘してきた労働力需要は確かにポーランド人の吸収に有利に働いたが、労働力需要だけでは彼らの定着は説明できない。むしろ、1930年代の失業の記憶が色濃く残る中で、国民に戦後も引き続き「耐乏」を要請したアトリー政権が、慎重にポーランド人の労働市場への投入を進めたことが再定住の成功をもたらしたと言える。

第四章「亡命ポーランド人の社会統合」は、ポーランド人に対する社会政策を取り上げる。先行研究の中には、アトリー政権がポーランド人再定住法によって彼らの再定住を特別に支援したことを指摘し、ポーランド人に対する政策を移民の社会統合のモデルとして称揚するものがある。しかし、帝国内移民に対して伝統的に自由放任的な政策が採られてきたイギリスで、なぜポーランド人に限りアトリー政権が再定住に法的に介入したのか、また、政府が具体的にどのような形で社会的な再定住支援を行なったのかについては明らかにされてこなかった。第四章では、1947年3月に成立する再定住法の制定過程をまず取り上げ、この法が、ポーランド亡命政府と亡命政府に属する軍の解体とを法的に根拠付け、国内の外国人集団を統治するという前例のない事態に対処するために制定された法であることを明らかにしている。その上で、再定住法の特徴として、本来であれば地方政府に委ねられる住宅、教育などの基本的な社会サービスの供給責任を、中央政府がいったん一括して引き受けていた事実注目する。その事実から確認しうるのは、再定住法が、ポーランド人の定住した地域に負担が集中しないようにすることで定住者への反感が高まるのを回避し、ポーランド人の社会統合にむけクッションの役割を果たそうとするものであった点である。当時、移民は分散して地域に溶け込ませることによってイギリス社会に同化させること

が当然視されていたが、戦後の深刻な住宅事情や物資の不足の中で、ポーランド人については分散して同化するという方針は当面棚上げにされた。再定住法に基づきポーランド人は集団的に扱われ、旧亡命政府や軍の首脳部を中心とするポーランド人エリートによるコミュニティの統治能力に依存し、徐々に地域社会に吸収された。再定住法に基づいて行なわれたとくに住宅政策、教育政策は、以上の過程を具体的に明示するものであった。

むすび。以上の議論を通じて、本論文は、アトリー政権期の「白人」移民に対する政策の一端を明らかにし、同時期の「白人」移民政策を「人種」という枠組みで議論することには限界があることを示している。同時期に入国した代表的な「白人」移民集団であるポーランド人は、「肌の色」や労働力需要を理由としていたというよりは、第二次世界大戦の戦後処理として受け入れられた。つまり、彼らに対する再定住政策を単純にイギリス市民権を持って自発的に入国してきた「カロード」移民と比較し、ヨーロッパ志願労働者など政策の異なる他の集団と一括して「イギリス人候補」と位置づけることは不適切である。実態はともかくとして、少なくとも認識の上ではアトリー政権は、定住につながる外国人の受け入れに消極的であったし、受け入れが現実になった際には世論の反応を意識して極めて慎重に対処したのである。

アトリー政権のポーランド人に対する政策は帝国支配のあり方に起因しており、必ずしも「人道」的な姿勢から行われたものではない。しかし、第二章で見たように帝国、あるいは大国としての対外関係上の配慮は、結果的に彼らの受け入れに結びついた。さらに、第三章、第四章で見たように、世論の抵抗を抑えるために彼らの再定住が政府主導で進められたことは、一方でポーランド人を国民より低い水準に据え置く「二級市民」の扱いに結びついたが、それでもなお、雇用、住宅、教育においてポーランド人に一定の水準を確保することになった。本論文は福祉国家について詳論することを目的とはしていないが、アトリー政権が戦後福祉国家を形成した労働党政権であったことを踏まえるならば、ポーランド人に対して同政権が行なった雇用、住宅、教育などの政策は、福祉国家というものが一方で、国民とそれ以外の人々を差別化する役割を果たしつつも、他方で、国内の秩序を維持するために国民以外の集団に対する待遇を一定の水準に引き上げ彼らの権利を拡大する方向に動く、ということを示すように捉えうる。その点において、アトリー政権の政策は評価されるべきであろう。

論文審査の結果の要旨

本論は、第二次世界大戦直後、イギリス・アトリー労働党政権が進めた約12万人のポーランド人移民受け入れ政策を、1946年から47年にかけての受け入れ事情から説き起こし、政策が終了する1950年代前半までの経緯をふくめて、多面的に解明している。先行研究がほとんどない、未解明の問題に対する若い研究者の意欲的挑戦として高く評価したい。

論文の前半、とくに第2章は、イギリス政府がこの12万ポーランド人の受け入れに至った事情を詳述する。対象となる彼らは、大戦中ロンドンにあったポーランド亡命政権の支持者であり、その亡命政権のもと、アフリカからイタリア戦線まで対枢軸国軍との戦闘に従軍した在外ポーランド軍兵士とその家族という特殊な集団である。くわえてかれらの特殊性は、戦後さらに先鋭化する。第二次世界大戦後、ポーランドがソ連軍による解放とともに共産化される中で、この在外ポーランド軍兵士と家族は、ポーランドへの帰国の道を自ら捨てるか、あるいは拒まれた。一方で、イギリス政府はポツダム会談を機に亡命ポーランド政権を見捨て、ワルシャワにある新ポーランド政権を不承不承ながら承認していった。つまり、イギリス政府の立場に則せば、たしかにイギリス軍の同盟者であり実質的にはその指揮下にありながら、45年8月以降、彼らの国籍主張さえ認め得ない、さながら難民化した旧連合国軍兵士とその家族とが、そのポーランド人であった。

間違いなくイギリス・アトリー政府は彼らの扱いに窮する。45年後半、英連邦諸国にその移民引き受けを打診したが不調に終わり、結局46年初め、イギリス政府は自らへの引き受けを決定する。「帝国の記憶」がなお色濃い大戦直後のイギリス政府指導者にとり、難民化した旧連合軍兵士の引き受けはイギリスの国際的威信を保持し、さらには東欧に支配的であるソ連に対抗するという、国際戦略もが込められた決定であったと、論者は引き受け過程を締めくくる。大戦直後における複雑な国際関係が、在外ポーランド軍兵士とその家族の運命を翻弄する。その様子が豊富な資料を基に雄渾に描かれ、第二次大戦後のイギリス移民史研究をもくろも本論の前半部分として、大戦がもたらした思いがけない変化と、戦後直後の移民受け入れ契機の特異性が鮮やかに活写されている。

論文の後半は、46年3月以降、ポーランド移民がイギリス社会にどのような統合されたかの分析を目指す。第3章、第4章であり、そこでは12万ポーランド人移民の生活にそくして、彼らに対する、イギリス政府の雇用政策、住宅政策、また教育

政策などが移民生態史としても詳述されている。ちなみに、その分析がもたらす新知見も多いが、とくに興味深いのは、アトリー政府がその間、彼らポーランド人移民の受け入れの前面に立ち、中央政府の責任として引き受けを牽引した事実の確認である。初発期、政策推進の任にあった軍と大蔵省の意向が確認されている。続いて政策主体となった各行政機関の分析も着実である。とくに労働省が、移民に対する雇用先斡旋に当たって国内労働組合との話し合いを幅広くすすめた事実、また教育省が手がけた、初等・中等ポーランド人学校の運営をめぐる在英ポーランド人教育委員会との折衝過程などは、本論文によって初めて明らかにされた知見である。戦後、10万を超える規模の移民引き受けに揺れ動いたイギリス世論の分析も手堅く、確かな成果と言ってよい。

総じて本論文により、1946年から52年にかけて12万ポーランド人のイギリス移住過程はほぼ解明されたと言ってよい。とくに、基本資料であるイギリス政府公文書館所蔵の文書が網羅的に掘り起こされていることは、論文の叙述を揺るぎないものとしている。もとより本論文にも不満がないわけではない。たとえば論者が指摘するように、第二次世界大戦直後のイギリス政府による移民引き受けには、この12万ポーランド人のほか、47年、政府が労働力不足のために受け入れた、北欧系ヨーロッパ難民およそ8万人の問題がある。彼らの出自、移民の背景は12万在外ポーランド軍移民のそれと著しく異なるため、論者は、8万ヨーロッパ難民の受け入れ過程については本論文で軽い扱いとし、ポーランド人のケースにあえて専心している。その選択自体は、研究上不適切とはいえないが、両者の受け入れ過程をいま少し意識的に比較すれば、12万ポーランド人移民の受け入れ過程の特徴もより鮮明になったであろう。

ただし、その点は行論の瑕瑾というより、これからの論者の課題ともみるべきものであり、本論文が混乱の激しかった第二次世界大戦期から1950年代に向けて、イギリス移民政策をこれまで以上に包括的に解明する確かな礎となる研究であることは間違いない。

以上、審査したところにより本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2008年2月22日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。